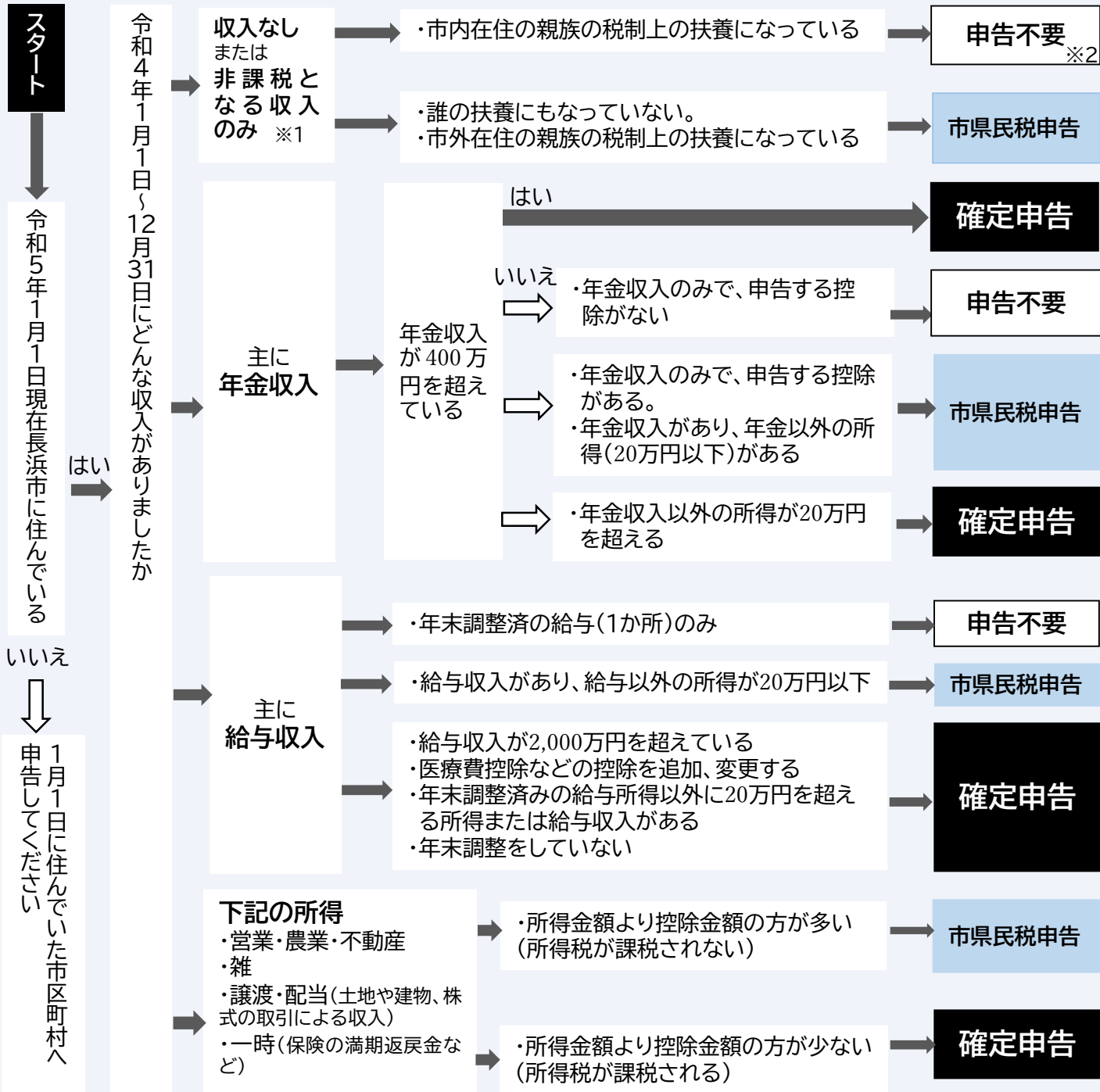


申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か市県民税申告かを簡易的に判断できます。
 ※確定申告を済ませられた方は、市県民税の申告は不要です。



※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金などがあります。

※2 税証明を取得するときや、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。

上記で「市県民税申告」となった場合でも、所得税の還付を受ける方は確定申告をする必要があります。

◆次に該当する方は長浜税務署で申告してください。

- ① 営業・農業・不動産所得の売上が1,000万円以上または青色申告をする方
- ② 住宅借入金等特別控除(初年分)を受ける方
- ③ 分離課税(土地、株式等の譲渡、先物取引など)の申告をする方
- ④ 損失の繰越申告、繰越控除の申告をする方
- ⑤ 雑損控除を適用する方
- ⑥ 準確定申告(お亡くなりになった人の申告)をする方
- ⑦ 過年分(令和3年以前)の申告をする方



問合せ 長浜税務署(高田町) ☎62-6144